

熊本市体育施設条例の一部改正について

熊本市体育施設条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市体育施設条例の一部を改正する条例

熊本市体育施設条例（昭和60年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表弓道場の項使用料の欄2個人使用料の表中

「
南部総合
スポーツ
センター
植木弓道
場
」
を
「
南部総合
スポーツ
センター
城南総合
スポーツ
センター
植木弓道
場
」
に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（熊本市都市公園条例の一部改正）

- 2 熊本市都市公園条例（昭和52年条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第5弓道場の項使用料の欄2個人使用料の表備考第3項中「の弓道場並びに南部総合スポーツセンターの弓道場」を「、南部総合スポーツセンター及び城南総

合スポーツセンターの弓道場」に改める。

(熊本市総合体育館・青年会館条例の一部改正)

- 3 熊本市総合体育館・青年会館条例(昭和61年条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表1 総合体育館使用料(2)一部使用料の表備考第7項中「及び南部総合スポーツセンター」を「、南部総合スポーツセンター及び城南総合スポーツセンター」に改める。

(提出理由)

城南総合スポーツセンターの弓道場を個人で使用できることとするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。